

重要事項説明書（特定福祉用具販売用）

ご利用者様（又はご利用者様の家族）が利用しようと考えている指定特定福祉用具販売サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わかりにくいくらいがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定特定福祉用具販売契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定特定福祉用具販売サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ケアメディカル
代表者氏名	代表取締役 日高 幸恵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目27番地6 TEL: 048-680-5811
法人設立年月日	平成25年7月12日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアメディカル福祉用具
介護保険指定事業所番号	1171300690
事業所所在地	埼玉県北足立郡伊奈町西小針3丁目281番地3
連絡先 相談担当者名	管理者：若木 麻里 TEL: 048-748-5240
事業所の通常の事業の実施地域	埼玉県（春日部市・北本市・桶川市・越谷市・白岡市・さいたま市・上尾市・加須市・鴻巣市）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は介護予防にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ※平日にお休みをいただく場合がある。 また、土・日に出勤する場合がある。 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29日～1/3)は休日となります。)
営業時間	9時から18時

(4) 事業所の職員体制

管理者	福祉用具専門相談員 若木 麻里
-----	-----------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (福祉用具専門相談員を兼務)
福祉用具専門相談員	1 特定福祉用具販売計画を作成し、利用者又はその家に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、特定福祉用具販売計画を交付します。指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一緒にものとして作成します。 2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ます。 4 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 5 利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。 6 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じます。	常勤 1名以上 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容について

利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、
当

該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

4 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為
- 2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- 5 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 6 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 7 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

※ 販売費用は全額をいったんお支払いただきますが、保険給付の際に必要となる次の事項を記載した書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

- 事業所の名称
- 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 領収証
- 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

5 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は通常の事業の実地地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円を請求いたします。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

6 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

1 販売費用、その他の費用の請求方法等	1 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 2 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてお届け（郵送）します。なお、当該福祉用具をお持ち帰りされる場合は、請求書は発行いたしません。
2 販売費用、その他の費用の支払い方法等	販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、請求日に、利用者指定口座からの自動振替によりお支払い下さい。 お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※ 販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。
- (4) 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
- (5) 特定福祉用具販売計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- (6) 特定福祉用具販売計画は、利用者に交付します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 若木 麻里
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会及び定期的な研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。2 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応について

(ア) 対応方法：サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 連絡先：ケアメディカル福祉用具

(2) 電話番号048-748-5240 （対応可能時間9時から18時）

1.1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 事業活動総合保険

1.2 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.3 心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定特定福祉用具販売の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.5 サービス提供の記録

- 1 指定特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.6 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

利用者及びその家族からの苦情があった場合は、その日のうちに、管理者等がその内容について苦情カードに記入し、管理者としての所見と併せ、即座に運営本部に提出し、その場で今後の対応について協議し、苦情のあった利用者及び家族へその旨を連絡することとし、その後の対応方法について説明をし、承諾のもと対応を図ることとする。

(2) 苦情申立の窓口

●事業者（窓口専用）

ケアメディカル福祉用具	048-748-5240 (9:00~18:00)
-------------	---------------------------

●該当する市区町村（保険者）の窓口

さいたま市	さいたま市介護保険課事業者係	048-829-1265
	西区役所高齢介護課	048-620-2667・048-620-2668
	北区役所高齢介護課	048-669-6067・048-669-6068
	大宮区役所高齢介護課	048-646-3067・048-646-3068
	見沼区役所高齢介護課	048-681-6067・048-681-6068
	中央区役所高齢介護課	048-840-6067・048-840-6068
	桜区役所中央高齢介護課	048-856-6177・048-856-6178
	浦和区役所中央高齢介護課	048-829-6152・048-856-6153
	南区役所中央高齢介護課	048-844-7177・048-844-7178
	緑区役所中央高齢介護課	048-712-1177・048-712-1178
	岩槻区役所中央高齢介護課	048-790-0168・048-790-0169
鴻巣市	介護保険課	048-541-1321
春日部市	高齢介護課 （代表）	048-786-3211（代表）
桶川市	高齢介護課 （代表）	048-786-3211（代表）
白岡市	高齢介護課 （代表）	0480-92-1111（代表）
上尾市	高齢介護課給付適正担当	048-775-6473
北本市	高齢介護課 （代表）	048-591-1111（代表）
越谷市	介護保険課	048-963-9169・048-963-9305
加須市	高齢介護課 （代表）	0480-62-1111（代表）
埼玉県国民健康保険団体連合会		048-824-2568

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「介護保険法施行条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目 27 番地 6	
	法人名	株式会社ケアメディカル	
	代表者名	代表取締役	日高 幸恵 印
	事業所名	ケアメディカル福祉用具	
	説明者氏名	若木 麻里 印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所	
	氏 名	印

ご家族 または 代理人	(ご家族 ・ 代理人 ・ その他) ※該当するご関係に○をつけて下記に具体的にご記入下さい。	
	ご利用者様との 関係・続柄	
	住 所	
	氏 名	印